

議第77号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 5月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。